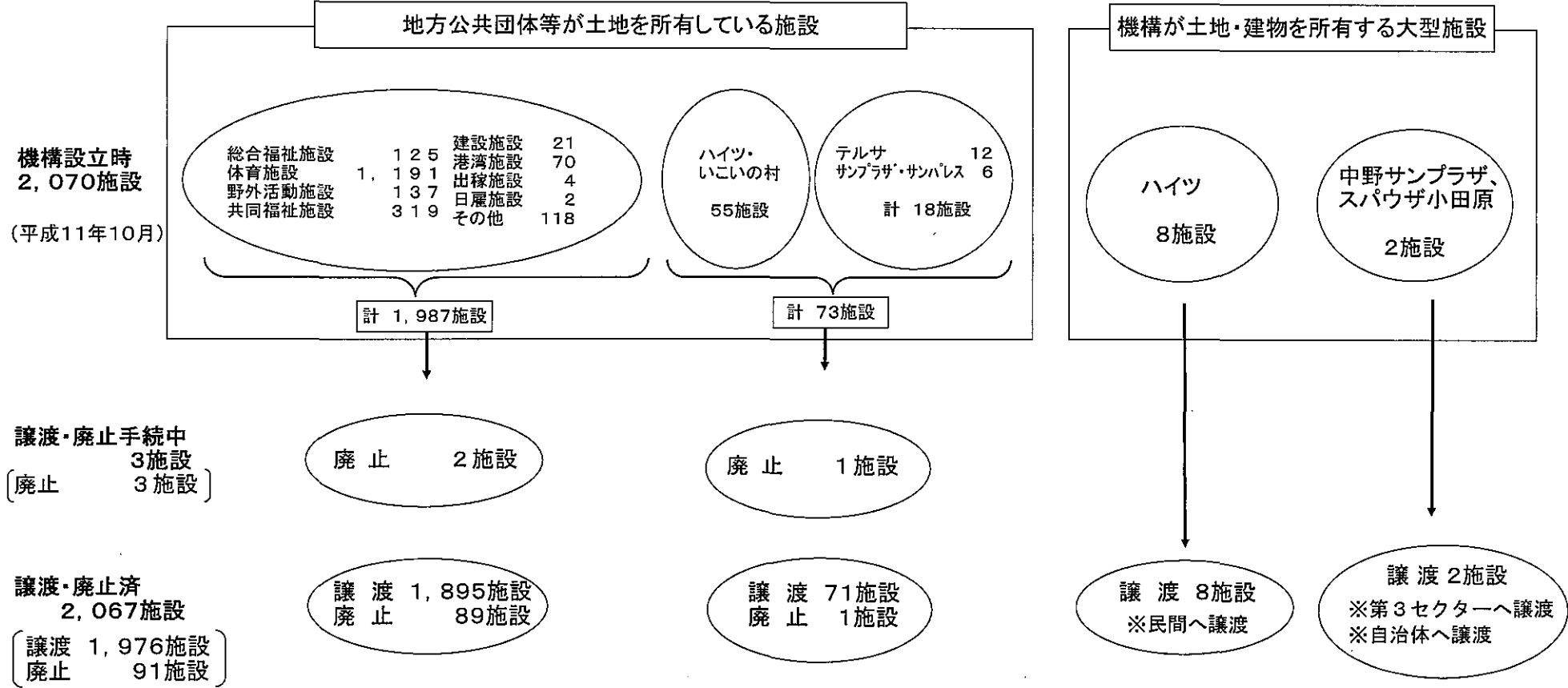


○ 勤労者福祉施設(2, 070施設)の譲渡等の進捗状況 (平成18年1月31日現在)



○ 独立行政法人雇用・能力開発機構法により、譲渡・廃止の期限は平成17年度末までとされている。

勤労者福祉施設の譲渡価格について

○譲渡価格は、不動産鑑定の結果を踏まえ、一定のルールに従って適切に算定。

○不動産鑑定価格は、長年の利用に伴う経年劣化や、利益を生まない施設の特性から、建設費より大幅に低下。

○多くは、地方自治体等の土地を借地しており、施設廃止時に解体撤去して更地で返還の義務があるため、建物の鑑定評価額から解体撤去費を控除した額などで譲渡。

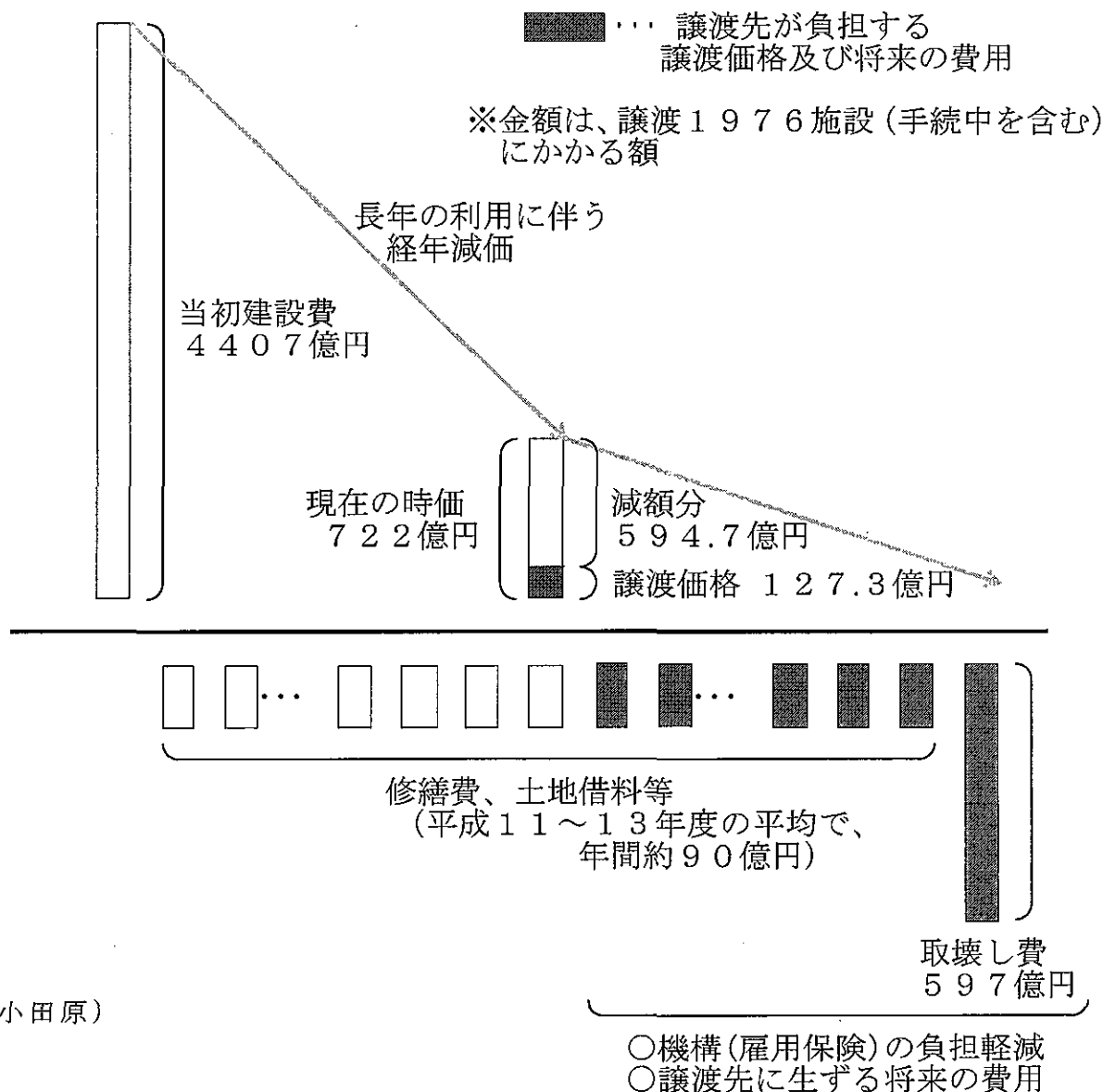
○地方自治体等の土地に建て、建物も自治体等との合築が多く、同意がなければ、民間への譲渡はできない。

○譲渡により、雇用・能力開発機構(雇用保険財源)は、修繕費、土地借料、解体撤去費等が不要となる。(譲渡先への負担の移転)

○これまで長年にわたり勤労者・国民に使われ、今後も公共目的に使われるため、雇用保険財源からの出資の趣旨は生かされる。

○厚生労働省の関連4法人は、全て廃止。

- ・(財)勤労者リフレッシュ事業振興財団(スパウザ小田原)
- ・(財)勤労者福祉振興財団(中野サンプラザ)
- ・(財)日本勤労者福祉センター(ハイツ8施設)
- ・(財)勤労者福祉施設協会(中・小施設の指導)



雇用促進住宅について

1. 概要

- (1) 趣 旨： 雇用保険の雇用福祉事業により整備した勤労者向け住宅
- (2) 所有数等： 独立行政法人雇用・能力開発機構の所有
1,534 宿舍、3,846 棟、142,002 戸
(平成17年11月30日現在)
※運営開始は、昭和36年度～平成11年度
- (3) 整備財源： 整備費計 約9,500億円。(建設費及び土地取得費)
財源は、雇用保険の三事業(雇用安定、能力開発、雇用福祉事業)のための保険料で、事業主が負担。
※個々の企業の福利厚生では企業規模による格差も大きいことから、事業主の共同の負担で社会的に整備
- (4) 運 営： 家賃収入で独立採算により維持管理(取り壊し費用を含む)。
(財)雇用振興協会に運営委託。
- (5) 貸与対象： ①広域職業紹介活動に係る公共職業安定所の紹介により就職する移転就職者、②職業の安定を図るために宿舍の確保を図ることが必要であると公共職業安定所長が認める者
- (6) 運営の現状
 - ① 構造・間取り 鉄筋コンクリート造4～5階建てが主
2K・2DKが54%、3DKが46%
 - ② 経過年数 30年以上経過した宿舍が45%
 - ③ 平均家賃 月額26,673円/戸(平成14年度)
 - ④ 世帯収入 400万円未満の世帯が61%

2. 譲渡等

- (1) 特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)で、「現に入居者がいることを踏まえた早期廃止のための方策を検討し、できるだけ早期に廃止」とされた。
- (2) 平成14年10月より、学者、弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等からなる「雇用促進住宅基本課題検討会」(座長：田中啓一 日本大学教授)を設置し、譲渡・廃止の方策と、それまでの間の合理的な経営方策について検討。15年5月に報告書。
- (3) 平成15年11月から、入居要件緩和、定期借家契約導入、家賃の値上げ(既入居者は16年4月から段階的に)等を実施。5年間で、管理人の半減、職員の2割削減、人件費事務費の3割削減等の合理化を実施。
- (4) 低所得勤労者が低家賃で入居している現状から、民間への譲渡は難しく、公的な住宅として地方自治体等を中心に譲渡。借地借家法による入居者保護や、独立行政法人の独立採算の原則等を踏まえながら、順次時間をかけて修繕をしながら譲渡。譲渡できない住宅は耐用年数経過後に廃止。検討会で、家賃収入等についてシュミレーションを行った結果、処理について30年程度かけることが最善とされた。
- (5) 平成17年12月21日の規制改革・民間開放推進会議の「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」及び同月22日の閣議決定を踏まえ、民間事業者等の知見・ノウハウを活用しながら、できるだけ早期に事業を廃止することについて、平成18年度中に検討を行い、必要な対応を図っていくこととしている。